

令和3年4月23日

第4回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第4回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和3年4月23日				召集場所	北川辺総合支所 第1・第2・第3会議室			
開会の日時	午後1時28分				閉会の日時	午後3時00分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男		○		
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男	○			
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 大 熊 和 夫				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 幹 関 田 毅				
					主 事 加 藤 正 則				

開会 午後 1時28分

○局長（大熊和夫君） それでは、「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

ただいまから総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（大熊和夫君） まず、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、いよいよ田植えの段取り等で忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、これより令和3年第4回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当に今、柳田職務代理のほうから本当に田植えの準備と、また、田植えということで、大変皆さん方にはお忙しい中、わざわざ北川辺のほうまでお出かけいただきまして、大変ありがとうございます。

自分のところも、水が早く来るもので、早く作業をするわけですがけれども、ちょっと今年は風にあおられて、早く植えた苗がみんな真っ白くなっちゃっています。1週間ぐらいは続くような気はするんですけども。例年のように皆さんが頑張って田植えに出られるところなんですけれども、たまたま私の3つ先輩が、今年5町ぐらい田んぼやっているんですけども、4町ぐらい代かいて、いよいよ何日か後には、じゃ、田植えをやろうと言って、疲れていたんだと思うんですけども、朝起きたら奥さんが、旦那が起きてこないと言っていて、

見に行ったら、もう体が冷たくなっていたということで、アクシデントというか、本当に疲れていると、どんなことがあるか分からないというような、まして、ある程度皆さん年齢が高くなっているので、本当にこの時期は、意外と農作業楽しいんですけれども、疲れもたまってきます。そういった意味におかれましても、皆さん方には無事にこの忙しさ、この時期を乗り越えていただいて、また、実りの秋を楽しくみんなで迎えられることを切にお願いしたいと思います。

農業委員会も、本当にコロナ禍ということで、本当に全員で協議することが、総会を行うことができなかつた点につきましても、皆さん方にご迷惑をかけていることに関しまして、本当におわび申し上げたいと思います。まん延防止の措置がうまく効果を発揮して、本当に少しでもコロナが収束していっていくように願うわけですけれども、不要な外出をして、本当に病気というか、コロナにかかりますと大変なことになってしまうので、皆さん方には自粛な生活をしていただきながら、静かに時期が来るのを待っていただく、待つしかない。今日はしばらくぶりに案件のある地区の推進委員さんもお出かけいただいたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げ、慎重審議、総会ができますことよろしく願い申し上げます。言葉整いませんけれども、開会のご挨拶といたします。今日はよろしく願いいたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち過半数を超える14名の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（大熊和夫君） ここで少しお時間いただきまして、前回総会時の2つの案件について、補足説明・報告をさせていただきます。

○事務局（小川修一君） 前回の案件で2つ説明を加えさせてください。

1つ目は、前回の総会で、3条の案件で売買なんですが、地区の地内の案件でございました。こちらについては、内容が譲受人の方が地内に居住の農家の方で、遠くちよつと離れた地内にある宅地の売買とともに、宅地の目の前にある農地を3条で購入したいというもので、面積が257平米ほどだったんですが、この案件について、いろんな委員さんからご意見、議論がありました。このため、譲受人の個人の方のほうに営農の意欲ですとか、機械ですとか、設備関係を確認しようと思ったんですが、電話しているさなかに、申請人のほうから取下げ願が出されましたので、結果としては、前回の保留なので、今回かけるはずだったんですが、今回の議案としては、削除しております。

2点目は、同様に前回の3月の総会のときだったんですけども、地区の資材置場、5条転用の案件がございまして、この案件は、周囲に建物が居住する居宅があるということで、こちらも皆さんにご議論いただいて、ご意見が、その周囲の方々に対して周知とか説明とかしているのかということで、資材置場なので、何か音がしたりって心配だという意見をいただきました。しかしながら、皆さんのご意見とすると、許可相当という結論をいただいたんですけども、その受人の資材置場を設定する業者のほうに説明等しているのかという指導を事務局のほうでしまして、周りの方に、5軒ほどあったんですが、説明をしているということで、誓約書も出させた形の指導をしまして、結果とすると、4月20日付で許可を出しております。

この先月の2件についての説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○局長（大熊和夫君） 議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願ひ申し上げます。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

14番 関口豊充 委員

15番 新井明弘 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

4月12日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、何年か前までは普通にお米を作っていたんですけども、ここのところ何も作らない状態で、除草剤を散布して草ぼうぼうではなかったんですけども、そんなような状態でした。その後、譲受人の さんにお話を聞いたところ、さんの自宅がこの位置図の左のほうに、 って家があるかと思うんですけども、自宅から本当にすぐそばで、非常に耕作しやすいということで、ただ、陸田で、ちょっとポンプがないと、ここお米作るのはいろいろ不自由かなとは思うんですけども、そちらのほうも心配ないという話でしたので、許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2 番の樋遣川地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番(松村文夫君) 8 番、松村です。

4 月 1 2 日、地区担当の峰岸推進委員さんと現地調査をいたしました。

譲受人の さんに事情を伺いました。この土地は、以前から さんが耕作していた土地で、一部隣の寺院の駐車場として利用されていたものです。譲渡人の さんは高齢で、管理ができなくなっており、今回売買という形になったものです。現地の状況は、位置図の駐車場となっている部分は耕うんされて畑の状態であります。今後は、農地として利用していく考えとのこと。事情を勘案し、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3 番の種足地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

譲渡人は、耕作できないため、耕作できる方へ譲り渡したいということでございます。また、譲受人は現在当該農地を耕作しており、取得後も効率的に耕作できるため今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本来であれば、10番の小川委員さんが担当地区でございますが、小川さんちょっと今日所用で出席できません。私、メモを預かってまいりましたの、読み上げさせていただきたいと思ひます。

この案件につきましては、4月14日、推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。

さん宅を訪問し、さんのお父様から内容はお聞きしました。以前からこの土地は借用して、さんが稲を作付しておったということでありまして、今回はその土地を買ってこれという要望があったそうでございます。そのようなことで、今現在作っていた土地を買うということでございまして、何ら問題はなく、許可相当と判断してまいりました。皆様の審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の種足地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

3番と譲渡人は同じでございます。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

譲渡人は、耕作できないため、耕作できる方へ譲り渡しということでございます。譲受人は、現在当該農地を耕作しており、取得後も効率的に耕作できるため今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この案件につきましても、10番の小川委員さんの所管でございますが、今日出席しておりませんので、メモ預かりましたので、朗読させていただきます。

この案件につきましては、4月14日、推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。

さん宅を訪問し、本人からお聞きをいたしました。現状は、1枚の畑になっておりまして、以前から除草作業や作付もできないことから、土地の管理を委託されて、さんがいたそうでございます。今回、その土地を買ってくれというお話があり、申請に至ったとのことでございます。何ら問題もなく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

また、譲渡人は耕作できないため、譲受人は、現在当該農地を耕作しており、効率的に規

模拡大できるため今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

4月14日の日に、推進委員の金子さんも当初同行する予定だったんですけども、急用ができましたので、私単独で訪問いたしました。内容については、後ほど金子さんにご報告して、共有してございます。

当該地なんですけれども、地目は畑になっていますが、現況は陸田として耕うんしてあります。さんの話では、もう四、五十年前から先代の頃から借りて耕作しているという話でございます。今般、買ってこれという話あったんですけども、隣地なもんですから、購入するに至ったということでございます。何ら問題なく思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の礼羽地区の関係について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の6ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、競売により取得した農地に農業用倉庫があり、違反状態であることから、分筆し現状に合わせ是正するもので、必要書類は整えております。

また、申請地は、農用地でございますが、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業用施設用地として用途区分の変更、いわゆる軽微変更がされており、今後においても農業用施設用地として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

4月12日に、連絡先を調べるために農業委員会事務局に行きました。それで、

土地家屋調査士が代理人であるということを知りまして、連絡後、4月14日に榎本推進委員と2人で現地調査を実施しました。その後、土地家屋調査士の事務所を訪問し、聞き取り調査をしてきました。申請地の北側と南側の農地は、氏が約4年ぐらい前ですか、競売で取得しましたが、この農作業兼農業用倉庫と、あと舗装の進入路は廃業した大規模なサボテン農家が無許可で設置していたもので、申請の事由のとおり、今回現状と合わせて是正するものです。なお、地目は田というふうになってはいますが、現状は以前ビニールハウスがあったため埋め立ててあり、畑の状態となっていました。このようなことから、本申請の内容は農地の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） ちょっと確認させてください。11番、柳田です。

これ、競売で取得した土地、何年前か分からないんですけども、当然適格化証明、農業委員会ではしているんじゃないかと思うんですけども、何でそのときにこの問題が発生しないで、今になって無許可、取り返すほかないんで、何か経緯が説明できることがあればお願いします。

○事務局（正能 光君） すみません、にお住いの方なんですが、柳田職務代理がおっしゃるとおり、競売にかかっているんで、適格化証明が出ていると思います。思うんですが、

すみません、申し訳ないんですが、そのなぜというのがちょっとここでは、分らないです。

○11番（柳田 浩君） 中身は了解です。やむを得ない是正なので、中身は問題ないんで結構です。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ごございませんか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の礼羽地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の7ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、申請人が自営業のため耕作が困難な状況であることから、土地の有効利用を考え長屋住宅を建築するもので、資金計画等必要書類は整えております。

また、申請地は現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

4月10日に榎本推進委員と2人で、宅を訪問しました。その後、現地調査をしました。さんに聞きますと、将来のことを考えて、周辺が住宅地とか、住宅地に囲まれた農地を有効利用するために、長屋住宅2棟を建設するために転用するものですが、申請地は位置図のとおり、周辺が住宅とか集会所とかございまして、東側には太陽光発電の施設もございまして、ということで、そういう状況です。なお、申請農地は、今まで小麦を栽培していましたが、現在はきれいに耕うんされていまして、適切に管理されておりました。このようなことから、本申請の内容は農地の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と

判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の種足地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の8ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、営農型太陽光発電施設の一時転用の期間更新のための必要添付書類は整えております。

また、当該施設の一時転用許可期間が2月で切れていることから、始末書が提出されております。

営農型太陽光発電施設の支柱の断面積の合計の一時転用3年で、下部の作付計画はミニ冬瓜及びキクイモを作付ける計画となっておりますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この案件につきましても、10番の小川委員さんの案件でございますが、出席してございませんので、小川さんのメモを朗読したいと思います。

この案件につきましては、4月14日、推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。現地で さん宅を訪問し、本人から申請どおりであるとの確認を得ました。今後はカボチャを作付するとのことでもございましたので、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

これ、前回のとき、当時の 農業委員さんと一緒に私も確認に行ったところだったわけなんです、そのときはアシタバを栽培するといったような状況でした。ただ、アシタバを植えたのかなというような状況の管理状態で、今回、カボチャとかってそういう状況なんですけれども、今でもそれ、前回の許可のときに確認したときはアシタバ、その後の栽培した状況というか実態とかというのは、改めて今回の申請に併せて報告とか栽培実績なんかが分かったら、教えてもらいたいと思います。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

営農型太陽光発電につきましては、作付、その実績を年1回報告することになっております。当初が、この さんの場合アシタバということだったんですけれども、アシタバがほぼ駄目で、全くということですね。それを毎年そういう報告で、専門家の意見もついてきたんですけれども、結局原因が分からず、事務局のほうも、でしたら作付作物を変えよということで、いろんなものを行ったんですね。たしかウリですね、冬瓜とかカボチャとかはまあまあできるんですね。去年、キクイモ、私も初めて見たんですけれども、キクイモもそこそこよくできて、道の駅とかで販売とかしているわけなんですけれども。ですから、この作目については、作付がちゃんと8割を下回らないものを作付してくれという指導をこれまでしてきたもんですから、今回はカボチャとか冬瓜とかまたはキクイモを作付するというのでやむを得ないかなと、そういう判断してございます。

以上です。

○14番（関口豊充君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、既存住居は息子家族に譲り、申請人が所有農地に自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は、私、12番、小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたしたいと思ひます。

4月10日、高橋、細谷両推進委員さんとともに さんを訪ね、お話を伺ってまいりました。皆さんの御存じのとおり、 商店というお店をやっているわけですが、自分も高齢になったということで、息子たちと違うところにうちを造って、そこに隠居をするような形にしたいんだということで説明を受けました。その所有地も見てきましたけれども、現在はきれいに耕うんされて、やむを得ないと判断をしてまいりました。皆さん方のご審議をよろしくお願い申し上げたいと思ひます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の10ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

4月10日の日に、推進委員の野本さんと川島の3人で現地調査並びに譲受人のお宅を訪ね、話を聞いてまいりました。譲受人と譲渡人につきましては、親子関係でという形で、

さんと さんは夫婦でございます。現在、子供さんが大きくなり、大分部屋等狭くなったということで、その親の実家の近くですね、一応うちを建てたいということで土地を貸借する形で申込みをしたようでございます。何ら問題なく許可相当と判断をしてみまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 今回の5条の2番でございますけれども、これは審議をせずに保留といたしたいと思えます。

その理由でございますけれども、当案件は、埼玉県障害者支援課と県の関係課に確認したところ、今回の事業を行うための埼玉県の指定を受ける手続きが全くされていないということが分かりまして、転用許可基準である一般基準において、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合は、処分の見込みがその処分においてはこれらの処分がなされなかったこと、または処分の見込みがないこと、ほかこの部分に該当

するため、今回農転、それから開発等手続はされておりますけれども、この事業自体のその手続のほうの進行が全くないという判断から、保留にするものでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、この2番の案件については、農地転用許可基準に関わる一般基準の中の事業実施の確実性という点で欠如する項目があることから、今回は保留にしたいと思います。

次に、3番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明します。

位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、申請人が売買により土地を取得し、自動車修理工場の駐車スペースを拡張するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

4月12日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。まず、現地なんですけれども、この整備工場のすぐ後ろになっていまして、今現在は小麦が作られて、まだ収穫には至っていないんですけれども、そんなような状態でした。そのときに、この会社の代表の さんというんですか、社長さんと直接お話を聞きまして、今現在、事務職含め10人ぐらいで作業をしているらしいんですけれども、大型トラック等そのようなものも預かり修理をする都合上、この地図にありますけれども、従業員の車とお客さんの車でいっぱいいっぱい、もうちょっと広くないと作業がしづらいということで、今回の申請に至ったということでしたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

何かございませんか。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の14ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、許可の見込まれるものであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） すみませんでした。15番、新井ですけれども、4月15日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現地確認をし、また、双方、譲渡人の さん、また、譲受人の 訪問しましたが留守でしたので代理の さんのほうから話を聞いてきました。登記簿は土地家屋調査士なんですけれども。それで、この土地は、89平米とありますけれども、財産はこれ三角の土地なんですけれども、現地のほうはヨシが生えていました。そして、 さんは、相続で所有した土地なんですけれども、貸すなり処分するなりしたいというような話でした。 の紹介ですね、一応この土地を売買、売りたいんだという話で、 の紹介で、 のほうから購入するよというような話だそうです。それでまとまったというようなことなんで、許可相当と判断しました。ご審議のほうお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認をしたいんですけれども、これ89平米ってあまり大きくないようなんですけれども、これ防水と塗装の工事をやっていて、現在の資材置場が手狭になっているから資材置場ということで、何を置くんですか。それから、今の資材置場はどの辺にあって、どう

いうものを置いているのか分かったらお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

申請書によりますと、建設資材、それから足場を置くと、それで利用したいということでございます。

○2番（江川芳夫君） 現在の置場が手狭ってというのは、これ、事務局、確認はしているんですか。狭くなったからという理由が主な理由なんですけれども、その辺の確認はしているんですか。

○事務局（正能 光君） 現在の置場のほうは、現地のほうはそんなに確認していません。申請書の書類のほうで審査をしております。

既存の資材置場ですけれども、申請書から見ますと、ほとんどが車両ですね、作業用の車両とかそういった車両で従業員の駐車場と資材が置いてある状態で、目いっぱいに使っているような申請でございます。

以上です。

○2番（江川芳夫君） さっき駐車場とかいろんな許可の申請の手法あるんでしょうけれども、駐車場だったら駐車場、資材置場なら資材置場で、何を置いて連絡かというのを明確にしないと、なかなかその面積も小さいですし、ましてや塗装と防水の工事をやっている、足場は今、足場だったら、自分たちで持っている人、少ないんだと思うんですけれども、その辺、確認できたらと思ったんですけれども、了解です、はい。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、許可の見込まれるものであり、一

般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

4月15日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現地確認をし、また、の代理人であるさんのほうから話を聞きました。現地のほうは、現在耕作というか、野菜のほうが作っております。そして、さんは、住所は神奈川なんですけれども、うちがなんですけれども、その実家にはもう誰もいないと。その周りもん所有の土地があるんですけれども、だから、もう神奈川へ居住しているんで、もうその辺の土地を、自分の所有の土地をできれば処分したいような話でした。たまたまというか、さんは不動産屋やられてあるんで、の社長さんのさんとさんというのは、近くてなんで、知っている仲というか知っているそうです。そういう関係で、さんもこっちへ帰っていないということで、じゃ、さんが購入しようというようなことで話がまとまったという。先ほど野菜が作ってあると言いましたけれども、そこ、さんという方に貸してあって、さんが野菜を作っているそうです。売買するからということで、さん、今回限りということで、先の話もしている、了解しているというような話。許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） 事務局からよろしいですか。

○会長（小倉和夫君） はい。

○事務局（正能 光君） これも、資材置場なんですけれども、既存の今使っている資材置場、これが既存が500平米でございます、これも書面と写真から判断しているわけでございますけれども、既存は事務所、それから物置、車両が6台、ユンボも含めてダンプとか車両が6台、それと若干の資材置場ということで、敷地を目いっぱい使っているような感じでございます。なので、手狭ということでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 何かございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の16ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、小麦を作付するための農地改良を行うもので、必要添付書類は整えております。

また、当該申請地は、1種農地ではございますけれども、盛土をし、小麦を作付するための農地改良で、期間は4か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

4月12日に、地区担当の峰岸推進委員さんと現地を調べてきました。譲渡人の方に現地にて説明を受けました。この土地は、2枚とも さんが耕作していた土地ですが、水路より低い田となってしまう、排水ができない状態となっていたため、耕作しやすい畑にして、小麦の作付をするということでありまして、問題なく適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものでございます。また、開発行為に関し市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

4月12日に地区担当の峰岸推進委員さんと現地調査をいたしました。譲渡人のさんに説明を受けました。譲受人のさんは息子さんで、現在、借家住まいであり、将来を考え、実家の隣接地に住宅を建てるものとのことであります。適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番及び10番の志多見地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

次の5条の9番と10番は、譲渡人が同一で、譲受人は同じ親族で場所も隣接していることから、一括にてご説明いたします。

位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-9、5-10をご覧ください。

本案件は、いずれも譲受人が使用貸借で土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、5条の9番、10番とも第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、いずれも一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

18日、松本推進委員と現地確認と聞き取り調査を行いました。現地のほうは、何らきれいになって問題なかったです。それと、聞き取りのほうで、これ、双子の姉妹だそうなので、その姉妹が親のそばの土地を借り受けて、自己住宅を造るという話でしたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認なんです、これは既存の建物ってあるのは、これは実家というか、さんのうちなのかな。ここを宅地の中を路地上の入り口を2本取るということによろしいんですか。これは分筆してやるんでしょうけれども。それから、土地利用計画に、これは余談ですけども、その1号と書いてあって、次のページに2号と書いてあって、これはどういうんだか分かりませんが、そんなふうに書いてあります。これ、2メートルの路地上で奥まで持っていくということによろしいですね。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

これ、位置図のほうに進入路が書いておりませんでした。土地利用計画図のとおりでございまして、2メートルが2本入ることとなります。それで、位置図ですけども、もうちょっとこれは大体面積的にはこれ半々ぐらいなるような状況で、ちょっとのほうが大きい様に見えますが、これは大体その姉妹が兄弟で、ほぼ同じ面積となります。

○2番（江川芳夫君） これ、面積は563ぴったり、両方同じなんですか、これ。

○事務局（正能 光君） はい、そういうことです。

○会長（小倉和夫君） ご意見等ありましたらお聞かせください。

ほかにございませつか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、9番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の鴻茎地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、当該案件は令和2年度に除外が完了したもので、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものでございます。また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川でございます。

本件につきましては、令和2年度の除外の案件ということで、このときに、私と推進委員の小坂推進委員さんで現地を確認してございます。そのときに、所有者の さんに立会いを願っておりますので、今回は立会いを求めませんでした。その代わりに、 さんの奥さんが さんの娘さんでありまして、 さんは さんの娘の旦那さんです。 さんの代理人の さんの社長に電話で確認しまして、除外の案件と何ら変更がないということでございますので、現状もきれいになっておりまして、位置図にもありますとおり、実家はすぐ反対側、当人の斜めはす向かいのうちは実家でございますので、実家のすぐ前ということで、場所的にも何ら問題がないというふうに判断してまいり

ましたので、許可相当判断となりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、当該案件は令和2年度に除外が完了したもので、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものでございます。また、開発行為に関し市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

4月14日の日に、推進委員の金子さん、ちょっと急用ができたものですから、私単独でお邪魔いたしました。当日は、さんがいらっしやいまして、お話聞くことができました。現状は、この該当の土地は更地になっております。これも、昨年度に除外申請済みでありまして、さんは、これ、ご長男ということでございます。何ら問題なく、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の21ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、所有者がそれぞれ野菜を作付するための農地改良を行うもので、必要添付書類は整えております。

また、当該地は農用地ではございますが、盛土をし、所有者が野菜を作付するための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございます。やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

4月12日、松村推進委員と譲受人の さん立会いの下、現地調査を行ってまいりました。申請地に関しまして、道路より大変低いため水はけが悪いということで、今回の申請になりました。位置図でも分かると思いますが、

にこの4筆に関しましては、2月に農地改良の許可が下りまして、整地されておりますが、のり面の部分がありまして、一面にするために、今回の申請に4筆も入りました。やむを得ないと判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） ちょっとすみません、お伺いしたいんですが。

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

この議案書の中で、田んぼの面積、その下にのうち何平米というのがありますが、この意味はどういうふう。

(「のり」と言う人あり)

○14番(関口豊充君) これがのり面になっているわけ。

○事務局(正能 光君) そうですね。

○9番(瀬下京子君) そうです。

○事務局(正能 光君) そういうことです。

○14番(関口豊充君) ああ、すみません。

○会長(小倉和夫君) はい、どうぞ。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

ちょっと要望なんですけれども、農地改良が今回みたく隣をやっている、面積要件が異様なやり方なんで、業者にはこの辺しっかり指導していただいて、3,000平米以上は県の意見聴取がありますんで、その辺をよく指導していただきたいと思います。

○事務局(小川修一君) はい、分かりました。

柳田職務代理さんからのご意見、面積の関係ですね、変なふうにならないように指導いたします。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ほかにございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断される市街化の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で許可の見込まれるものであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

なお、市街化区域にある現在の既存の資材置場は、市街化区域の中にある借地の資材置場

で、これにつきましては、契約満了期間、契約満了後、もしくはそれ以前に返却することとなっております。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

4月16日に、松村推進委員と譲受人の さん立会いの下、現地調査を行ってまいりました。譲受人の さんは、土木工事や測量などを手がける法人でありまして、今現在お借りしている資材置場は区画整理内にありまして、お借りしているそうですが、周辺は住宅が大変密集し始めまして、その頃から苦情や嫌がらせがあったそうです。業績も伸び始めているところから手狭になったということで、土地を探していましたということです。譲渡人の さんに関しましては、昨年まで耕作されていましたが、奥様が体調を崩されまして、ご主人もご高齢ということで、今年からは耕作しないので手放したいということで、今回の申請になったそうです。申請地は高低差があるため、高いほうを削って、中で整地をして碎石を入れるということでした。外構に関しましては、2メートルのパネル鋼板を設置するというものです。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この案件の理由書のところで、先ほどから出ていますとおり、住宅の被害といたしますか、周辺住民から騒音や粉じんの被害が出ているというふうに理由書に書いてございますが、新たに今回のこの資材置場につきましては、その対策とかというのはしているのでしょうか。でないと、やっぱりこの位置図を見ましても、上が、上と下、北と南、住宅があるようですので、市街化区域であろうとなかろうと、何らかの措置をしないと、またその苦情が出て、どうにもならなくなっていく気がするんですが、その対策があるのかどうかお聞きします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

市街化よりは苦情の発生は低いかと思うんですけれども、2メートルの単独鋼板を外周に設置すると、そういうことで対策するというところでございます。

○9番（瀬下京子君） すみません、私もそれが気になりましたので、 さんにお話を伺いましたけれども、申請地の上のところに さんというおうちが一軒だけあります。その下は広い土地がありますけれども、そこは会社が入っておりまして、一種の工場みたいになっております。申請地の右側に関しましては太陽光パネルがありまして、その さんに関しましては、お話が さんのほうから伺って説明をしているというお話はしていらっしやいました。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

ここの出入り口なんですけれども、位置図の左側、この左側にこの社みたい、何というんですかね、これは。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） そちら側からの出入り口となっております。 さん側は、それでパネル鋼板を張るような計画でございます。

以上です。

○11番（柳田 浩君） 11番の柳田ですけれども、これは今の会社の資材置場は確認しておりますか。会社はどんな、ちょっと初めて聞く会社なもんですから、大利根地域の。

○9番（瀬下京子君） 大利根に住んでいらっしゃる方はお分かりになると思うんですけれども、 の大利根のお店がありますよね。 があって があって、車の整備する会社が道路に面してありますよね。そこの道を1本隔てたところに会社がありまして、ガラス張りの会社がありまして、今回、会社の事務所を大きくした感じです。

○11番（柳田 浩君） 場所分かりました。ありがとうございました。私も現地、申請地見ているんで、近くなんで知っているんですけれども、周りへの影響は、ほとんど問題ないというふうに私も理解しております。

○事務局（小川修一君） 補足なんですけど、会社の事務所は、先ほど瀬下さんおっしゃったとおり、 の反対側なんですけれども、資材置場のほうはちょっと離れていて北側にあるんですけど、市街化区域の中の区画整理区域の中なんですけど、すごくもうアパートと隣接していて、アパートから10メートルぐらいしか離れていなくて、周りがもう住宅に囲まれていて、とても市街化区域に置けるような環境ではないので、そこは撤収して、元に戻すというような形で、新しい資材置場ということで、現地のほうは確認しております。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かご質疑、ご意見等ありましたらよろしくお願いします。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

4月11日に、推進委員の坂田さんと2人で渡人の さん宅を訪れまして、 さんからお話を伺ってまいりました。内容につきましては、事務局説明とおりでございまして、宅地の脇にご子息の居宅を建てたいということでもあります。特に問題もなく、許可相当というふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがですか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」の1番についてを議題といたします。

1番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、申請人が相続税の納税について猶予される適格者である証明書の発行を求める申請となっており、必要添付書類は整えております。

また、遺産分割協議書のコピーが添付されているほか、納税猶予を受けたい農地が、生産緑地であることの市担当課の証明書が添付されております。

また、現地調査を行った結果、耕うんされ適正に管理されている様子でございました。

当農業委員会では、申請人が相続税の納税猶予を受けるため、農家として適格者であるか否かをご判断いただくこととなりますので、ご審議をお願いしたいと思います。

なお、当該申請者は、昨年度2月の総会において、花崎北地内の1筆の同申請があり、適格者である旨の判断がなされたものでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

4月10日の日に、推進委員の野本さんと川島さんと3人で、 さん宅を訪れましたが、不在だったため、現地を見て帰りました。現地につきましては、事務局の説明のとおり米が作付されており、きれいに耕うんされておりました。ということで、相続税の納税猶予に関する適格者と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり適格とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、適格とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますので、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分10筆、面積にして1万306平方メートルでございます。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る「農用地利用配分計画（案）」につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。

それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をお願いするものでございます。それではよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

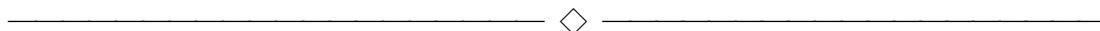
（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、相続による届出8件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」で
ございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について20件で、内容は資料のとおり
でございます。

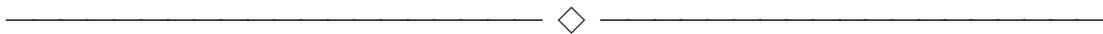
最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でござい
ますが、農地貸借の合意解約による届出17件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（大熊和夫君） 小倉会長には、議事の進行、大変ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

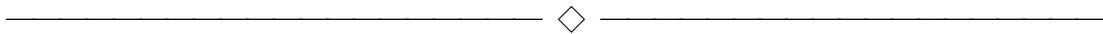
○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたり慎
重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第4回加須市農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさ
までした。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございました。

閉会 午後 3時00分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年4月23日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 関 口 豊 充

署名委員 新 井 明 弘